

令和4年第4回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和4年11月29日(火) 開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	近藤 晃一	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	森田 裕康
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	廣瀬 好郁	教 育 次 長	辻井 弘至
兼都市整備課長			
総合政策課長	富士 青美	危機管理室課長	吉田 裕一
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	増田 篤人
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
まちづくり推進課長	池田 佳永	教育推進課長	吉田 彰宏
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	島田 ちひろ
-------------	-------	---------------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 文教厚生常任委員会委員長報告
- 第 5 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）
- 第 6 議案第 1 号 安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 3 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 4 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 5 号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 6 号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 第12 議案第 7 号 安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について
- 第13 議案第 8 号 安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 9 号 安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第10号 安堵町学校給食費徴収条例の制定について
- 第16 議案第11号 安堵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第12号 令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について
- 第18 議案第13号 国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金補償に関する土地売買契約の締結について
- 第19 議員派遣について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田 瞳） 只今から、令和4年第4回安堵町議会定例会を開会いたします。

出席議員は9名です。

定足数に達しております。会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶がございます。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 改めまして、おはようございます。安堵町にも初冬の風情が漂ってまいりました。

今年も新型コロナウイルス感染症は日常生活において多方面で影響を及ぼしております。そのような中、変異株に対するワクチン集団接種も行い、住民の方々の生活を守りつつ、各種行事を感染防止対策を講じながら行っておるところでございます。専門家によりますと第8波に入ったとの認識が示され、今後も本町といたしまして、できる限りの取組をしてまいりますが、議員の皆様におかれましても、引き続き御協力の程よろしくおねがいたします。

そのような折ではございますが、令和4年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の

皆様におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日提案をさせていただきます案件でございますが、専決処分報告が1件、条例の制定と一部改正11件、令和4年度補正予算1件、契約の締結案件1件、合計14件でございます。議員の皆様には御審議をいただく前に、順を追って議案の概略を申し述べさせていただきます。

まず、報告第1号は、コロナ禍において、電力・ガス・食料品等の物価高騰の負担を支援するため、住民税非課税世帯に対して、1世帯につき5万円の臨時特別給付金を交付及び全ての世帯に、1世帯あたり5,000円の地域振興券を追加発行、また、こども園保育料及び給食費並びに小中学校給食費を3か月分免除、これらの事業を速やかに行う必要から所要の経費につきましても令和4年度一般会計予算の増額補正を令和4年10月21日に専決処分いたしましたので報告をするものでございます。

次に、議案第1号は、本町の議会議員選挙及び町長選挙の選挙運動に係る、自動車・ビラ・ポスター等の経費を公費負担するために、安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を新規制定するものでございます。

次に、議案第2号は、今年の人事院勧告の趣旨に沿って、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が一部改正され、11月18日交付されました。本町におきまして、国に準じた運用を行うため、一般職の職員の給与に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第3号及び議案第4号は、特別職の国家公務員に係る期末手当につきましても、今年の人事院勧告を受け、特別職の職員に支給する給与に関する法律の一部を改正する法律が、11月18日に公布されました。本町における町長、副町長及び教育長の期末手当について、国に準じた支給割合とするため、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例と、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号は、議案第3号及び議案第4号と同様の趣旨から、議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第6号は、地方公務員の職員の定年が引き上げられることに伴い、職員の定年等に関する条例と関係条例を整備するため、定めるものでございます。

次に、議案第7号は、本町から排出される廃棄物の減量を促進し、生活環境の保全及び資源を循環したまちづくりを図るため、現行の本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を全部改正し、新たに、安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例とするものでございます。

次に、議案第8号は、子ども医療費助成の対象について、15歳までを18歳までに拡大す

るために、安堵町子ども医療費助成条例の一部を改めるものでございます。

次に、議案第9号は、夏季休業期間中のみ学童保育を利用する場合、7月及び8月分の2か月分を徴収しておりましたが、7月は短期間のため割高な感があったことから、利用料を見直すために、安堵町放課後児童健全育成事業の施設条例について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第10号は、学校給食費の公会計化を実施するために、安堵町学校給食費徴収条例を制定するものです。現在、学校が徴収している給食費を安堵町が直接行うことで、給食業務をより効率的に運営できるようになる等の利便性が増し、また教職員の負担軽減が見込まれることを目的として、文部科学省が推進しているところでございます。

次に、議案第11号は、地方公営企業法の一部改正により、令和5年4月から下水道事業が公営企業化されることに伴い、安堵町水道事業の設置等に関する条例等について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第12号の、令和4年度一般会計補正予算（補正第7号）は、奈良県知事・県議会議員選挙執行経費、医療費助成対象年齢の拡大対応業務の経費、新型コロナウイルスワクチン接種の経費、環境美化センターの解体により判明した埋設物等の調査及び除去工事の委託費、遊水地事業に係る土地売却による収入及び当該収入の基金積立、給与改定及び人事異動による人件費並びに令和5年度のごみ処理補助委託事業及び令和5年度から令和7年度までの安堵子ども園給食調理業務に関する債務負担行為について予算補正するものでございます。

次に、議案第13号は、国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地売買契約を締結することについて、議会の議決を要するものでございます。

以上、簡単に説明を行いました。詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（森田 瞳） それでは、お手元の議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、5番 福井保夫議員、9番 大星成司議員を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの14日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から12月12日までの14日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは行政報告をいたします。まず、コロナワクチン接種について。10月からオミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種と、5歳から11歳までの小児対象の3回目の接種を開始いたしました。

オミクロン株対応新型コロナワクチン接種状況でございます。11月28日現在で2,691名、対象者全体の40.48%の方が接種済みです。その内訳は、65歳以上は53.95%、12歳から64歳までは32.28%でございます。小児ワクチン接種は11月28日現在、51名の方が3回目の接種を終了しております。

今後の予定といたしましては、6か月から4歳児までの乳幼児が新たにワクチン接種の対象となることにより、12月中旬から生駒郡4町合同で集団接種会場を設ける準備を現在進めているところでございます。

次に、環境美化センター解体工事でございます。まほろば環境衛生組合と協力して進めてまいりました、安堵町環境美化センターの解体工事が令和4年10月25日に完了いたしました。今後は、ごみ中継施設の建設に向けて、まほろば組合とともに事業を進めてまいる所存ござ

います。

次に、住民税非課税世帯に対する緊急給付金の交付についてでございます。本日、専決処分の報告をさせていただく中にある事業ですが、国の緊急経済対策である、電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援給付金につきまして、令和4年11月22日に支給するにあたり、対象世帯に確認書を発送いたしましたところでございます。この給付金に係る対象世帯は令和4年度の住民税非課税世帯である978世帯が対象です。確認が済み次第、早急に支援手続きを進めてまいります。また令和4年度中の収入が減少し、住民税非課税相当となった世帯、いわゆる家計急変世帯への給付金支給につきましても、12月より申請の受付を開始いたす予定でございます。

次に、地域振興券の追加発行でございます。本件につきましても、専決処分させていただいた事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による、町民の皆様の家計支援と町内事業者の経済対策支援のため、10月に安堵町地域振興券を発行いたしました。しかしこの度の物価高騰や、電力・ガス・食料品等の高騰で経済的負担が増加している状況を鑑みて、皆様の負担軽減を目的として地域振興券を1世帯あたり5,000円の追加交付をいたしました。有効期限につきましては、既にお送りしている地域振興券は12月25日までとなっておりますが、追加発行分と合わせて、全て令和5年1月31日まで御利用いただけるよう延長させていただきます。

次に、トーク安堵カルチャーセンター空調整備工事に関する訴訟申立てでございます。令和4年第2回臨時議会において、議会の議決をいただきました本件につきまして、11月8日付で提訴を行いました。第1回裁判期日は12月23日金曜日に決定をいたしておりますので、御報告をさせていただきます。

以上でございます。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） 改めまして、おはようございます。教育委員会 辰己でございます。

教育委員会所管事務のうち、新型コロナウイルス感染症に関係する事項で、9月の議会で御報告をさせていただいた以降の新たな事項について報告をさせていただきます。

まず、町立学校、こども園において2学期の教育課程の計画的な執行を進め、中学校では9

月29日に体育大会、小学校は10月1日に体育参観、こども園でも10月12日に運動会ごっこをいずれも来賓には御参加の自粛をお願いする中、コロナ感染拡大防止に配慮しながら工夫した姿で、何とか実施してまいりました。この間、こども園、小中学校はできるだけ通常の教育、保育活動の維持推進に努めておりますが、コロナウイルス感染者数の高止まりの余波を受けて個別、各家庭の罹患報告に注視し、何とか組織的拡大を回避してきたところでございます。

今後も、年末年始を迎え、学校、園、各家庭と情報共有を密にしながら、継続してコロナ感染拡大防止に努め、インフルエンザ対策とともに、行事の見直しについても校園長会での連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、教育委員会が所管しております、社会教育施設等の施設利用についてでございますが、基本的な感染対策を行いながら、11月1日より利用制限を解除して利用いただいている状況でございます。来年の「安堵町二十歳のつどい」、「マラソン大会」、「初釜茶会」については、現在の時点では開催を予定し、準備を進めているところでございます。

今後も、年末年始以降のインフルエンザ流行も見据えた、第8波への警戒も報道等で伝えられる中、引き続き感染拡大防止を図り、町立学校の諸行事の実施、社会教育施設の運営に努めたいと考えております。

以上、教育委員会関係の御報告とさせていただきます。

議長（森田 瞳） これで行政報告は終わりました。

議長（森田 瞳） 日程第4「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田文教厚生常任委員長。

（松田文教厚生常任委員会委員長 登壇）

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） 皆さん、おはようございます。

(「おはようございます」という声あり)

文教厚生常任委員会委員長(松田 勝) 先日、行われました文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

文教厚生常任委員会報告書。「令和3年度特殊廃棄物・事業系一般廃棄物の予算に関する陳情書」の調査のために、当常任委員会を開催しましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

1. 調査事項、令和3年度特殊廃棄物・事業系一般廃棄物の予算に関する陳情書内容
2. 開催日時及び場所、令和4年11月1日金曜日、午後1時から、安堵町議会第2委員会室。
3. 出席者、(1) 委員として私、松田委員長と、浅野副委員長、増井委員、近藤委員、山岡委員、福井委員、森田裕康委員、森田瞳委員、大星委員です。(2) 説明員といたしまして、吉田住民生活部長、増田住民課長、田中住民課課長補佐。(3) 議会事務局、溝本事務局長、島田主事。
4. 内容、議員から、特殊廃棄物とはどのような廃棄物を指しているのか。また、予算の執行状況について質問がありました。

担当課長から、特殊廃棄物としての法律上の定義は無く、安堵町独自の言葉になっている。同和地区の産業廃棄物として処理されてきた。また、令和2年度まで予算を執行していたが、令和3年度は申請がなかったため予算を執行していない。なお、今回の陳情書に対して、すでに担当部局から回答を提出しているものである。との説明がなされました。

委員長から、議会としては今回提出された陳情書に対し、文教厚生常任委員会を開催し誠意を持って対応してきたところです。今後についても誠意を持って対応していくこととします。ただし、回答すべきは行政であることから、提出者と担当部局が十二分に協議を重ねられ問題の解決を図るべきと考えます。

今後とも担当部局におかれましては公平な立場でしっかり対応していただくことをお願いします。

以上です。

議長(森田 瞳) これで、委員長報告を終わります。

議長(森田 瞳) 日程第5 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて(令和4年度安堵町一般会計補正予算(補正第6号)について)」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 改めまして、おはようございます。総合政策課 富士です。よろしくお願いたします。報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）」、御説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、住民生活を支援するために専決処分をさせていただきました。

一つ目、電気・ガス・食料品等の価格高騰に対する支援として、住民税非課税世帯に、1世帯あたり5万円を給付。二つ目、こども園の保育料、給食費及び小中学校の給食費を3か月分無償化。三つ目、一つ目と同じ趣旨から地域振興券、1世帯あたり5,000円を追加発行のための予算補正です。

財源は、国庫補助金及び財政調整基金からの繰入金を充てます。

よって補正予算書第1表 歳入歳出予算補正の3ページを御覧ください。

歳出。3款 民生費、補正前の額11億7,322万1,000円、補正額5,386万2,000円、計12億2,708万3,000円。

6款 商工費、補正前の額8,993万6,000円、補正額2,261万円、計1億1,254万6,000円。

9款 教育費、補正前の額3億2,969万9,000円、補正額26万6,000円、計3億2,996万5,000円。

1ページ戻っていただいて、2ページをお願いします。

歳入。13款 使用料及び手数料、補正前の額8,472万6,000円、補正額マイナス287万5,000円、計8,185万1,000円。

14款 国庫支出金、補正前の額3億9,839万6,000円、補正額8,085万3,000円、計4億7,924万9,000円。

18款 繰入金、補正前の額1億8,781万1,000円、補正額512万6,000円、計1億9,293万7,000円。

20款 諸収入、補正前の額9,115万5,000円、補正額マイナス636万6,000円、計8,478万9,000円。

以上により、歳入歳出ともに補正前の額38億3,082万5,000円、補正額7,673万8,000円、計39億756万3,000円となります。

なお、速やかに対応する必要があったため令和4年10月21日に専決させていただきましたので御報告いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求める。

令和4年11月29日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分する。

令和4年10月21日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）

令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,673万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億756万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月21日専決、安堵町長 西本安博。

第1表以降は先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認の程、よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第1号を採決します。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

報告第1号は、原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第1号「安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、議案第1号について御説明いたします。

本件は、令和2年、公職選挙法の一部改正により町村の議会議員選挙、町村長選挙の立候補者が選挙運動をする際、使用する自動車、作成するビラやポスター等の経費について公費で負担することを可能とされました。それに伴い、必要な事項について定める条例を新規制定するものです。

条例を御覧ください。第1条で条例の趣旨を、第2条及び第3条で使用の契約締結を届け出た選挙運動用自動車を公費負担する旨を、第4条で同自動車の使用の公費負担額及び支払い手続きで一般乗用旅客自動車運送事業者との契約である場合、つまりハイヤーやタクシーを使用する場合は1日あたり6万4,500円、それ以外の場合は1日あたり1万6,100円、また燃料費として1日あたり7,700円を、選挙用自動車の運転手の報酬は1日あたり1万2,500円をそれぞれ上限とすることを定めます。

第5条で、ハイヤーやタクシー等との契約と、その他の契約の両方をしている場合、選挙運動日に使用した自動車について、いずれの自動車を使用したか候補者が指定する方を契約締結されたものとみなす旨を、第6条で、選挙運動用のビラの作成を公費負担する旨、1枚あたり7円73銭、1,600枚を上限とし、第7条と第8条でビラの作成に係る契約締結の届出と公費負担額及び支払い手続きを、第9条で、選挙運動用ポスターの作成を公費負担する旨を、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除した金額を1枚あたりの上限とします。

第10条と第11条で、ポスターの作成に係る契約締結の届出と公費負担額及び支払手続きを、第12条で、本条例の施行に関し必要な事項は、委員会に委任することを定めます。

この、安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、公布の日から施行し、公布日以後に告示される選挙について適用します。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号 安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

制定条文は先程説明した内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第1号は、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第10 議案第5号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」までの4議案を一括議題といたします。

4議案について、一括して提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第5号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」まで一括して説明いたします。

今年の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職職員に係る給与及び特別職職員に係る期末手当について、関係法律の一部を改正する法律が11月に国会で可決し、同月18日に公布されました。本町におきまして、地方公務員法第24条に定める均衡の原則に基づき、国に準じた運用を行うため所要の改正を行うものです。

はじめに、議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、新旧対照表を御覧ください。

16条に定める勤勉手当の支給割合について令和4年12月に、再任用職員以外は100分の105に、再任用職員は100分の50に改め、別表第1行政職俸給表を右欄のように改定。令和5年6月と12月期は、新旧対照表6ページのように一律、再任用職員以外は100分の100に、再任用職員は100分の47.5に改めます。

施行期日は、公布の日から施行。ただし、給料表の改定は令和4年4月1日から適用、令和5年度の勤勉手当支給割合は令和5年4月1日から施行です。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

以下、重複しますので割愛させていただきます。

次に、議案第3号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」と、議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」、新旧対照表を御覧ください。

町長、副町長、教育長に支給する期末手当の支給割合について、令和4年12月期は100分の167.5に、令和5年6月及び12月は、新旧対照表2ページ目のように、一律100分の165に改めます。

施行期日は、公布の日から施行。令和5年度の期末手当支給割合の改正は、令和5年4月1日から施行といたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

どちらも改正内容は先程説明したものと重複いたしますので、本文は割愛させていただきます。

次に、議案第5号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の新旧対照表を御覧ください。

本件につきましても、常勤の特別職の職員と同じ改正内容で期末手当の支給割合を改め、同日施行いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第5号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

改正の本文は先程の説明と重複しますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、総括質疑を行います。

総括質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第3号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 次に、議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 次に、議案第5号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第11 議案第6号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) それでは、議案第6号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」、御説明させていただきます。

地方公務員の定年を引き上げることを踏まえた、地方公務員法等の一部改正に伴い、本町における関係条例を整備するものです。

議案を順次御覧ください。第1条におきましては、職員の定年等に関する条例の一部改正を定めます。同条例の新旧対照表、後ろについておりますが御覧ください。

第1条は、定年延長に係る規定を整備するために、地方公務員法の条番号が変更したことに伴う改めです。

第3条は、定年を60歳から65歳にします。

第4条は、定年退職すべきこととなる場合に、同条の各号に係る場合は、定年退職日から1年を超えない範囲で引き続き勤務させることができることを定めます。

第3章では、管理監督職の勤務上限年齢制を定めます。その他、本章では降任するにあたり必要な事項を定めます。

第4章では、60歳に達した日以後に退職した者を短時間勤務の職に採用することができることを定めます。

第5章の雑則では、改正後の職員の定年等に関する条例の実施に関し必要な事項を規則委任します。

附則では、定年を65歳まで段階的に引き上げること、定年に達する職員には、その前年度において60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容、その他必要な情報を提供するとともに勤務の意思を確認する努力義務を定めます。

本条例の第2条におきましては、公益法人等への安堵町職員の派遣等に関する条例の一部改正を定めます。同条例の新旧対照表を御覧ください。5枚目になります。第2条は、地方公務員法の条番号が変更したことに伴う整備、派遣することができないものとして管理監督職定年制により降任したものを追加します。

そして本制定条例第3条におきましては、安堵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を定めます。新旧対照表は6枚目です。第2条は、地方公務員法の条番号が変更したことに伴う整備です。

本新規制定条例の第4条におきましては、職員の分限に関する条例の一部改正を定めます。新旧対照表は7枚目です。第3条第2項中の降任に、管理監督職勤務上限年齢に達したことによる降任を除くことをうたいます。

そして本新規条例の第5条におきましては、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正を定めます。同条例の新旧対照表は8枚目です。第3条は、減額について給料だけでなく地域手当も併せて減給することを定めます。

本新規条例第6条におきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を定めます。新旧対照表は9枚目です。第2条は、地方公務員法の条番号が変更したことに伴う整備で、第3条、第4条及び第12条は、現行の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に名称を改め、第15条は、文言整備です。

本新規条例第7条におきましては、職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。新旧対照表は10枚目になります。第2条及び第9条は、育児休業ができない職員として、また育児

短時間勤務をすることができない職員として、管理監督職勤務上限年齢に達することによる降任した職員を追加し、第17条及び第18条は、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

新規条例第8条におきましては、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を定めます。同条例の新旧対照表は11枚目になります。第4条は、各項中「その者」を明確化し、同条第9項は、併せて地方公務員法の条番号が変更したこと等に伴い改め、第8条の2から第10条は、文言の整理、第10条第3項、第15条から第17条の2は、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

附則では、当分の間、職員が60歳に達した翌年度から給料をその前年度末に受ける給料月額額の7割とすることと、60歳後の給料に関することを定めます。別表第1、別表第2は、文言の整理です。

新規条例第9条におきましては、安堵町職員の旅費に関する条例の一部改正を定めます。新旧対照表は12枚目になります。新旧対照表は一番最後のページです。第1条は、地方公務員法の条番号が変わったことによる改めです。

本新規条例第10条におきましては、職員の再任用に関する条例を廃止することを定めます。

なお、施行期日は原則、令和5年4月1日です。

本改正条例の附則においては、定年延長に係る経過措置等必要な事項を定めます。

それでは議案書を朗読します。

議案第6号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

本文は先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第6号は、複雑そして多岐に渡るため、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第12 議案第7号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) 改めまして、おはようございます。住民課 増田でございます。どうぞよろしくお願いたします。私からは、議案第7号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について」、説明させていただきます。

本改正につきましては、本町から排出される廃棄物の発生を抑制し、その再利用を促進することにより、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び資源が循環して利用されるまちづくりを図るため、これまでの「安堵町廃棄物及び処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、新たに「安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」を制定するものです。

それでは、詳細につきまして説明させていただきます。改正本文について説明させていただきます。1枚めくっていただいて本文の方をお願いいたします。ちょっとページ数が入っておりませんので、ちょっとページ確認しつつ御覧いただくようお願いいたします。

本条例は、第1章から第10章までで構成されております。第1章は1ページから3ページまで、第1条から第8条で構成されており、本条例の目的及び用語定義、廃棄物の抑制、再利用、減量に係る町、町民、事業者の責務について規定しております。

3ページの下段から次のページの5ページまで、5ページ上段までが第2章となっております。第9条第13条となっております。

町及び事業者の廃棄物再利用の努力義務及び町民の集団回収等による資源の有効活用の努力義務について規定しております。

続きまして、同5ページの中段ですが、第14条、第15条が第3章となっております、町が指定する処理施設で処理が困難な廃棄物の排出抑制及びその指定について規定しております。

同じ5ページから10ページまで、ちょっと長いんですけども、が第4章となっております。第16条から第36条となっております、一般廃棄物の排出及び処理について規定しております。

続きまして第5章、10ページ下段から11ページ上段までが第5章で、第37条、第38条で、廃棄物処理手数料の徴収について規定しております。廃棄物処理手数料につきましては、一番最後のページの別表で、これまでごみ袋の手数料のみ規定しておったんですけども、排出事業者の手数料につきましても今回、追加させていただいております。

戻りまして、同じ11ページから15ページが第6章となっております、第39条から第46条、一般廃棄物処理業及び処分業の許可について規定しております。

次が、15ページ目、第7章、第47条から第50条では、浄化槽処理業の許可について規定しております。

次、16ページ目、中段からですが第8章、第51条から第53条では、地域の生活環境の清潔保持について、占有者及び管理者の責務について規定しています。

次の、17ページ中段が第9章で、雑則を規定しており、第10章につきましては、第57条から第59条で、本条例に違反した場合の罰則を規定しております。ただし、経過措置といたしまして、手数料のみ令和5年4月1日から適用させていただきます。

なお、この条例の施行は公布の日からとさせていただきます。ただし、経過措置といたしまして、手数料のみ令和5年4月1日から適用させていただきます。

以上でございます。

それでは、戻っていただきまして、議案書の方を朗読させていただきます。

議案第7号 安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について

安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

御審議、御可決いただきますよう、よろしくお願いたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託いたしたいと考えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 只今、10時55分です。

11時5分から再開をいたします。

休 憩 (午前10時55分)

再 開 (午前11時10分)

議長(森田 瞳) 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第13 議案第8号「安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） それでは、議案第8号「安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」、説明させていただきます。

本改正につきましては、子育て世帯の支援拡大を図るため、子ども医療費の助成対象年齢を15歳から18歳に拡大するため、改正するものでございます。

それでは、詳細につきまして新旧対照表により説明させていただきます。新旧対照表1ページ、安堵町子ども医療費助成条例第1条の2につきまして、この条例における子どもの定義を「出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めさせていただきます。

なお、この条例の施行日は令和5年4月1日とさせていただきます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第8号 安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第14 議案第9号「安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。藤岡子ども家庭推進室課長。

（藤岡子ども家庭推進室課長 登壇）

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 子ども家庭推進室 藤岡です。よろしくお願いいたします。私の方からは、議案第9号「安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

本改正につきましては、夏季休業期間中、7月の21日から8月31日の夏休みのみ学童保育を利用する者の保育料について新たに規定するものでございます。改正内容といたしましては、夏季休業期間中のみ学童保育を利用する場合の保育料を6,000円といたします。また、夏季休業期間中のみ利用の場合の延長保育1,500円、土曜保育1,500円といたします。

学童保育の利用は、通年利用を原則としているため、保育料につきましては、月額4,000円で徴収いたしております。そのため、改正前の、夏季休業期間中のみ学童保育を利用する場合の保育料につきましては、月額徴収のため7月8月分の2か月分、一月4,000円の2

か月分、8,000円を徴収していました。今回の改正により、夏季休業期間中の保育料として6,000円といたしました。詳細につきましては、新旧対照表を御覧ください。

第6条第1項中「月額4,000円」を「別表第1に定めるとおり」とし、別表第1のとおり、通年利用の月額4,000円と夏季休業期間のみ利用の6,000円とします。

同条第2項第1号「延長保育を利用する場合 月額1,000円」、第2号「土曜保育を利用する場合 月額1,000円」を別表2のとおりとし、「夏季休業期間のみ利用の延長保育 1,500円」、「夏季休業期間のみ利用の土曜保育 1,500円」を追加いたします。

なお、施行期日につきましては来年度の夏季休業期間からとしますので、令和5年4月1日から施行させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第9号 安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について

安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先程説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第9号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第15 議案第10号「安堵町学校給食費徴収条例の制定について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育推進課長。

（吉田教育推進課長 登壇）

教育推進課長（吉田彰宏） 教育推進課の吉田です。よろしく申し上げます。それでは、議案第10号「安堵町学校給食費徴収条例の制定について」を御説明させていただきます。

本議案につきましては、学校給食費を町の予算にすることで、徴収における公平性、管理における透明性の一層の確保、また、一会計年度の食材調達費の適切な確保により、安定的な給食の提供等を目的に、学校給食費の公会計化に向けて段階的に事務を進めてまいりました。令和3年度末に、小中学校ともに学校給食費の私会計を廃止し、令和4年4月から、一部公会計化として学校給食費の食材費を賄材料費として町の歳出予算に計上して執行し、学校長が徴収した給食費を町の歳入予算の雑入として受け入れ、町が管理を行っております。令和5年4月からは、完全公会計化として学校給食費の徴収につきましても、学校を通さず町が直接保護者から徴収し、また、管理も行うため、条例を新規制定するものでございます。

それでは、議案書の、次のページの本文をお願いします。

まず、第1条につきましては、趣旨を設定しております。第2条につきましては、定義。第3条におきましては、学校給食の実施。第4条につきましては、学校給食費の徴収。第5条につきましては、学校給食費の納付。次のページをお願いします。第6条につきましては、学校給食費の減免。第7条については、委任についてを定めております。

なお、この条例の施行期日は、令和5年4月1日とさせていただきます。

それでは、戻っていただきまして議案書の1ページ目をお願いします。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第10号 安堵町学校給食費徴収条例の制定について

安堵町学校給食費徴収条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

御審議、御可決の程、よろしくお願ひいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第16 議案第11号「安堵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田まちづくり推進課長。

(池田まちづくり推進課長 登壇)

まちづくり推進課長(池田佳永) 改めまして、おはようございます。まちづくり推進課の池田です。

よろしくお願いいたします。議案第11号「安堵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

令和5年4月1日より下水道事業法適用化が実施される運びとなり、これを踏まえて安堵町水道事業の設置等に関する条例の一部を一括して改正するものでございます。

主な改正は、法適化に伴う所要の文言整備として、題名が現在「安堵町水道事業の設置等に関する条例」を「安堵町水道事業及び下水道事業の設置に関する条例」に改めます。

地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、下水道事業の法の規定に全文を適用及び「水道事業」を「上下水道事業」に改めます。

附則の改正といたしましては、「安堵町下水道事業特別会計条例」の廃止をいたします。安堵町行政組織条例の事業部「(8) 下水道事業に関すること。」を削除といたします。安堵町情報公開条例及び安堵町職員定数条例の「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改めます。安堵町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の「規定に」を「町長が」に改めます。安堵町下水道条例の「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)」及び「規則で」を「管理者が」に改めます。安堵町水道事業給水条例の「安堵町水道事業管理者」を「安堵町上下水道事業管理者」に改めます。

なお、施行期日は令和5年4月1日でございます。

それでは、議案書の方を朗読させていただきます。

議案第11号 安堵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

次のページからの本文につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程、よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第17 議案第12号「令和4年度安堵町一般会計補正予算(補正第7号)について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) 議案第12号「令和4年度安堵町一般会計補正予算(補正第7号)について」、御説明させていただきます。

補正内容といたしまして、一つ目は、奈良県知事・県議会議員選挙の告示日が公表されたことに伴い、今年度における当該選挙執行経費についてです。財源は全額、県支出金。

二つ目は、令和5年4月から、医療費助成対象年齢を18歳まで拡大することによる対応業務の経費で、財源は繰入金。

三つめは、環境美化センター解体施工の際に、敷地内で判明した地下埋設物等除去に必要な調査及び除去工事の経費で、財源は繰入金。

四つ目は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の経費で、財源は全額、国庫支出金。

五つ目は、遊水地事業に係る土地売却による財産収入の増額。その全額を財政調整基金に積立ています。

六つ目は、今年度における給与改定、人事異動による人件費の増減で、一般会計の中で財源更正いたします。

以上の事業等の関係により、款ごとの補正について申し上げますと、補正予算書第1表 歳入歳出予算補正3ページを御覧ください。

歳出。2款 総務費、補正前の額5億2,390万7,000円、補正額1,386万7,000円、計5億3,777万4,000円。

3款 民生費、補正前の額12億2,708万3,000円、補正額マイナス1,270万円、計12億1,438万3,000円。

4款 衛生費、補正前の額4億3,558万円、補正額3,382万3,000円、計4億6,940万3,000円。

5款 農林水産業費、補正前の額4,727万9,000円、補正額マイナス30万円、計4,697万9,000円。

6款 商工費、補正前の額1億1,254万6,000円、補正額203万1,000円、計1億1,457万7,000円。

7款 土木費、補正前の額4億3,603万9,000円、補正額マイナス698万円、計4億2,905万9,000円。

8款 消防費、補正前の額1億5,944万2,000円、補正額472万2,000円、計1億6,416万4,000円。

9款 教育費、補正前の額3億2,996万5,000円、補正額マイナス406万6,000円、計3億2,589万9,000円。

12款 諸支出金、補正前の額2億3,970万3,000円、補正額2,473万9,000円、計2億6,444万2,000円。

1ページ戻っていただきまして、2ページ、歳入の部です。

14款 国庫支出金、補正前の額4億7,924万9,000円、補正額1,085万円、計4億9,009万9,000円。

15款 県支出金、補正前の額1億9,697万4,000円、補正額379万9,000円、計2億77万3,000円。

16款 財産収入、補正前の額9,032万5,000円、補正額2,473万9,000

円、計1億1,506万4,000円。

18款 繰入金、補正前の額1億9,293万7,000円、補正額1,574万8,000円、計2億868万5,000円。

以上のとおりで、歳入歳出ともに、補正前の額39億756万3,000円、補正額5,513万6,000円、計39億6,269万9,000円となります。

また、第2表、補正予算書の5ページを御覧ください。第2表 債務負担行為補正ですが、令和5年分として、ごみ処理補助委託事業のために1,269万3,000円と、令和5年度から令和7年度の安堵こども園給食調理業務外部委託のために4,766万1,000円をそれぞれ限度額として設定するものです。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第12号 令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）を別紙のとおり提出する。

令和4年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書の1ページをお願いします。

議案第12号 令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）

令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,513万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,269万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の第1表、第2表につきましては、先程説明した内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第18 議案第13号「国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金補償に関する土地売買契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 議案第13号「国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金補償に関する土地売買契約の締結について」、御説明させていただきます。

大和川河川改修遊水地整備のために必要な土地等の売買に係る契約書を締結するために議会の議決を要するものです。

では、議案書を朗読させていただきます。

議案第13号 国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金補償に関する土地売買契約の締結について

国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金補償に関する土地売買について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安堵村条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求めらる。

令和4年11月29日提出、安堵町長 西本安博。

記。

1. 土地の表示 安堵町大字窪田717-5ほか27筆
詳細につきましては議案書の後ろについているとおりでございます。
2. 土地売却面積 3,519.02平方メートル、28筆
3. 土地所有者 安堵町
4. 契約の方法 随意契約
5. 契約の金額 2,473万8,699円
6. 契約の相手方 大阪府柏原市大正2丁目10番8号 近畿地方整備局大和川河川事務所長
分任支出負担行為担当官 山本 浄二

以上です。

御審議、御可決の程、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題になっております議案第13号は、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと考えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって議案第13号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第19「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第122条の規定により、お手元の資料のとおり議員派遣することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

配布資料のとおり議員派遣することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月2日、午前10時開会です。一般質問を予定しております。

本日は、これで散会いたします。

おつかれでした。

散 会

午前11時37分
